

令和7年度第1回花巻市子ども・子育て会議 会議録

1 開催日時

令和7年7月24日（木） 午後3時から午後4時40分まで

2 開催場所

花巻市生涯学園都市会館 3階 第2・第3中ホール

3 出席委員 17名

中村 良則 会長（富士大学経済学部教授 理事長補佐）

佐藤 良介 副会長（花巻商工会議所 副会頭）

笹野 雅美 委員（花巻市PTA連合会 副会長）

奥山 繁 委員（花巻市立西公園保育園保護者会 会長）

高橋 千津 委員（花巻市立大迫保育園保護者会 会長）

佐々木 渉 委員（花巻市内学童クラブ連絡協議会 新堀学童クラブ保護者会 会長）

打田 修子 委員（花巻市法人立保育所協議会 会長）

高橋 佳子 委員（社会福祉法人石鳥谷町保育協会 新堀保育園園長）

高橋 きぬ代 委員（花巻私立幼稚園・認定こども園協議会 理事）

佐々木 美穂 委員（花巻市内学童クラブ連絡協議会 湯本学童クラブ支援員）

畠山 直美 委員（特定非営利活動法人わこの家 小規模保育事業所わこの家主任補佐）

諏訪 心一 委員（社会福祉法人浄心会 つちざわこども園地域子育て支援センター所長）

伊藤 和江 委員（社会福祉法人花巻市社会福祉協議会 イーハートブ養育センター園長）

泉山 明 委員（花巻市民生委員児童委員協議会 理事）

松本 祥子 委員（花巻市校長会 花巻小学校校長）

吉田 桂子 委員（花巻市手をつなぐ育成会 花巻支部副支部長）

上野 文男 委員（かなん子どもひろば 支援員）

4 欠席委員 2名

高橋 淳一 委員（岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会中部地区会 会長
ゆもと幼稚園PTA会長）

滝吉 美知香 委員（岩手大学 教育学部准教授）

5 出席した職員

(1) 上田 東一 市長

(2) 阿部 勇悦 健康こども部長

(3) こども課

松原 弘明 課長、玉山 美由紀 課長補佐、吉田 真彦 子育て支援係長、

高橋 結花里 保育管理係長、小原 ゆずか 主査、西 真紀子 会計年度任用職員

(4) 関係課（機関）

脇山 春陽 定住推進課主査、白畑 浩一 地域福祉課課長補佐、小原 慶悦 障がい福祉課課長補佐、久保田 和子 こども家庭センター副所長、伊藤 葉子 こどもセンター副所長、蟹澤容子 健康づくり課課長補佐、菊池 功昇 生涯学習課課長補佐、佐々木 善浩 スポーツ振興課課長補佐、高橋 宏和 花巻図書館副館長、瀬川 寿和 学務管理課課長補佐、八重樫 雅喜 学校教育課課長補佐、藤井 香 就学前教育課課長補佐

6 議題

- (1) イーハトープ花巻子育て応援プラン（花巻市子ども・子育て支援事業計画）主要事業に係る令和6年度実施状況等について
- (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
- (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- (4) その他

7 議事録

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

本日の会議には委員19名中17名にご出席をいただいております。半数以上の委員が出席しておりますことから、花巻市子ども子育て会議条例第5条第2項の規定により、開催要件を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の会議は会議録を作成するにあたりまして、会議録の作成支援システムを使用する関係上、発言の際には大変申し訳ございませんが、皆様にマイクをお持ちいたしますので、挙手の上、マイクを通して発言いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は1時間30分程度を予定してございます。

それでは、令和7年度第1回花巻市子ども・子育て会議を開会いたします。

花巻市長 上田東一よりご挨拶申し上げます。

○上田市長

今日は暑い中、またお忙しい中、子ども・子育て会議、令和7年度の第1回の会議になりますけれども、皆様にご出席賜りまして、また委嘱状を交付させていただきました、大変ありがとうございます。

子どもを育てるといことは、大変大事だとますます言われているところでありますけれども、これをすれば効果的であるといった部分が出てこないというのも正直な感想でもあります。

子ども・子育てについて、例えば東京都の場合、お金がたくさんあって、学校の給食費無償化などをやっております。そうすると、一番困るのは、神奈川県、埼玉県或いは千葉県です。

要するに、東京都の子育てが充実していることで、それを理由に周辺の3県ではなく、東京に住む方が増えるということですので、県によって財政事情は違う。我々市においても、財政事情により給食費無償化の施策が異なるのはおかしいのではないかという声も出てきております。

しかしながら、国の財政状況については、今回の選挙でも色々議論になりました。それについて、良いとか悪いとかいうつもりは全くございません。税金を減らすという声もありますけれども、実際の話として、それを減らした場合において、その財源をどうするのかということは、やはり大きな課題になります。消費税は福祉のために使うような財源になっているわけです。

例えば、県とか市町村で、大抵の場合は必要な財源がなくて、国からの地方交付税については、貴重な財源でして、活用方法を考えまして色々な施策をやっております。花巻市の場合、今年の4月からの令和7年度の一般会計当初予算は、580億円でございますけれども、市民税、法人税、或いは固定資産税合わせて120億ぐらいで、あとの460億円は別の財源に頼るわけです。

その中で一番大きなものは、国から来る交付税が146億ぐらいで、そのうち136億ぐらいは、例えば学校がいくつ、児童生徒数が何人といった基準で交付税の金額が決まってくるから、学校や児童生徒の数に応じてかかるお金があるわけです。

交付税の財源になっているのは、所得税と法人税、そして消費税です。消費税が非常に大きい。それが無くなった場合どうするかという議論が今回あまりありませんでした。

国の在り方としては色々議論がありましたが、地方自治体の財源がなくなった場合、市民、県民に交付すべき色々なお金の財源をどうするのかという議論は全くなくて、選挙が終わった段階で、例えば青森で都道府県の知事が会議を開いていますけれども、その中で財源がなくなることに不安という議論を知事達がしている。選挙の間はなかなか話ができませんから、そういうふうにならざるを得ないこともあったかもしれませんけれども、そういう部分について、一体どのようにするのかという議論をしないと、本当に厳しい話になります。支払いする方にとっては、使うものを減らすということは出来ないので、大変な話になっている。

従って、その部分はどうするかについては、今後国全体で議論が出てくると思いますし、我々としても必要だということは、全国市長会等を通しながら、話をしていきたい。今年の6月に全国市長会がありまして、東京23区の区長も含めた市長が大体1,700人が集まって総会を開きました。その時に大きく二つの意見がありまして、一点目には、給食費を小中学校無償化にすべきという意見が多くありました。

しかし、全国市長会の新しい会長、新執行部は慎重に検討すべきだという考えで、やるべきことを市長会としてやらなくていいのか、行うべきだという議論をしましたら、拍手してくれる方が多かった。結局賛成少数の拍手でそのままにすることが決まったということがございました。

二点目として、病院の赤字が全国的に非常に厳しくなっております。岩手県には県立病院が20と6つの診療所がありますが、県立病院の赤字が令和6年度について71億円と県が発表しました。これは非常にミスリーディングです。実は令和6年度の当初予算で、県は230億円のお金を一般会計から引き出して病院会計に支援していますのでそれを合わせると300億円位の赤字で、大変な状況になっています。私はいつも県立病院がしっかりやっていることは大変立派だと、ぜひ続けるべきだという話をしておりますが、県は県立高校の方にお金をかけていて、出すお金がありませんという回答です。

いずれにしても、県立病院だけではなく民間も含めて、赤十字とか済生会も全国的に言うと

赤字の病院が多いです。また国立大学附属病院もほとんどが赤字という状況になっている。それを助けるには、医療費を上げなければいけないのですが、そうすると、皆さんの負担が大きくなるので、その負担を保険で何とかしないとイケない。そして、保険に必要なお金をどうするかを考えなければならないということになります。全国市長会では、公立病院に対して国が支援すべきだという文言が入った決議案で、民間も含めて支援すべきだと提案しましたが、通りませんでした。色々な問題が全国的に出てきているということがあります。

花巻市の場合、今後地方交付税がしっかり出るかどうかということについて、今の状況で心配なところもありますけれども、市としては財政確保しながら、他の市町村に比べて遜色ないものと思っております。これは一番大事なことで、必死に頑張らなければならない。

今日皆様には子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績についてご意見をいただきます。あとはこども誰でも通園制度、これについては来年度から導入いたしますけど、これについてのご意見、或いは、特定教育・保育施設の利用定員について、定員を減らす保育施設が2箇所ございまして、そのことについて皆様にご意見をいただくこととなります。

先程申し上げたように、子ども・子育ては重要な話です。今、生まれる日本人が78万人になっている。もう80万人切っている状況です。花巻市も大変減っています。10年前、平成27年度には623人生まれていましたが、令和6年度は377人の出生です。これは、コロナ禍の影響かと思いましたが、令和7年の状況を見るとあまり変わっておりません。子どもの出生数が大変減っているという状況は出てきています。

韓国は子育てに物凄くお金をかけている。しかし、韓国の出生数は日本より遥かに悪い。ソウルは合計特殊出生率が0.55という話がありました。東京よりも悪いです。子育てにお金をかければすぐに子どもの数が増えるというわけではないかもしれないけれど、経済的な理由で生まれにくい、生み育てることが難しい家庭がある以上、その点をしっかりやっていきたいと思えます。

その上で皆様からご意見をいただいて、我々に足りないこと、或いは財政的にできることがありましたら、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(辞令書交付後、市長は公務のため退席。)

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

続きまして、松原こども課長より委員の皆様をご紹介します。

○こども課：松原課長

それでは改めまして、委員名簿の順に委員の皆様をご紹介します。

花巻市PTA連合会副会長の笹野雅美様です。岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会中部地区会ゆもと幼稚園PTA会長の高橋淳一様は、本日都合によりまして欠席となっております。花巻市立西公園保育園保護者会会長の奥山繁様です。花巻市立大迫保育園保護者会会長の高橋千津様です。花巻市内学童クラブ連絡協議会新堀学童クラブ保護者会長の佐々木渉様です。花巻市法人立保育所協議会会長の打田修子様です。社会福祉法人石鳥谷町保育協会新堀保育園園長の高橋佳子様です。花巻私立幼稚園・認定こども園協議会理事の高橋きぬ代様です。花巻市内学童クラブ連絡協議会湯本学童クラブ支援員の佐々木美穂様です。特定非営利活動法人わこの家

小規模保育事業所わこの家主任補佐の畠山直美様です。社会福祉法人浄心会つちざわこども園地域子育て支援センター所長の諏訪心一様です。社会福祉法人花巻市社会福祉協議会イーハトーブ療育センター園長の伊藤和江様です。花巻市民生委員・児童委員協議会理事の泉山明様です。花巻市校長会花巻小学校校長の松本祥子様です。花巻市手をつなぐ育成会理事花巻支部副支部長の吉田桂子様です。かなん子どもひろば支援員の上野文男様です。富士大学経済学部教授理事長補佐の中村良則様です。岩手大学教育学部准教授の滝吉美知香様は、本日都合によりまして欠席となっております。花巻商工会議所副会頭の佐藤良介様です。どうぞよろしく願いいたします。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

ここで次第の4に入ります前に、資料の差し替えについてのお願いです。

お手元に資料№3の3ページ目、4ページ目の利用定員一覧というものを1枚つけてございますので、資料の差し替えについてお願いいたします。

それでは次に次第の4、本会議の会長、副会長の選任でございますが、子ども・子育て会議条例第4条第1項に、会議の会長および副会長は委員の互選により選任すると規定されておりますことから、会長1人、副会長1人を選任するものでございます。委員の皆様によります互選となっておりますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

（「事務局案」の声）

事務局案とのご意見を頂戴いたしましたので、よろしいでしょうか。

それでは事務局案をお願いします。

○こども課：吉田子育て支援係長（事務局）

会長に、富士大学経済学部教授理事長補佐の中村良則委員、副会長に花巻商工会議所副会頭佐藤良介委員を提案します。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

事務局から会長に富士大学経済学部教授理事長補佐の中村良則委員、副会長に花巻商工会議所副会頭の佐藤良介委員と提案がございました。皆様よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは中村良則委員、佐藤良介委員、よろしく願いいたします。

続きまして次第の5、議事に移りますが、議長につきましては、花巻市子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により、会長が議長になることとされておりますので、中村会長様よろしく願いいたします。

○中村良則会長

それでは早速ですが、本日の議事に入ります。

（1）イーハトーブ花巻子育て応援プラン（花巻市子ども・子育て支援事業計画）主要事業に係る令和6年度実施状況等について事務局から説明をお願いします。

○こども課：吉田子育て支援係長

こども課の吉田でございます。私からイーハトーブ花巻子育て応援プラン、花巻市子ども・子育て

て支援事業計画の主要事業の実施状況等につきまして、説明いたします。

最初に、令和2年度から令和6年度における児童数の推移についてです。資料No.1-1をご覧ください。ここで言う児童数は、各年4月1日現在の住民基本台帳による0歳から11歳の人口で、児童数の実績は推計を下回りました。直接的には、0歳人口すなわち出生数が第2期計画策定時点の見込より速いペースで減少したことが要因となっております。このため、0歳から5歳人口における推計値と実績値の乖離は年数経過とともに大きくなりました。一方、6歳から11歳の就学児数は、いずれの年も実績値が推計値を上回りました。これは、令和元年度以降、0歳～14歳及び30代・40代の同時転入、つまり子育て世帯の花巻市への転入超過の流れが生まれたことが、一つの要因と推測しております。

次のページをお開きください。こちらは、例年4月から5月に実施しております、花巻市まちづくり市民アンケートの調査項目「花巻市は子育てしやすいまちだと思いますか」に対し、中学生以下の子どもを持つ方の中で、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した方の割合の推移です。令和元年には62.8%という数値でありましたが、第2期計画の計画期間中にはこの数値を上回った年はなく、最終年度の令和6年度の調査では58.9%となっております。また、令和7年度からはこの設問に対し「そう思わない」「どちらかというと思わない」と回答した方に、「子育てしやすい街だと思わない理由」の調査を開始しました。今回は、こどもを遊ばせる施設の不足、保育料や給食費軽減等の経済的支援の不足、子育てに対する職場の理解・協力の不足、産前・産後ケアの体制の不足といった回答が多く挙げられました。これらの支援については、第3期計画において、実施検討、調査事業も含めて盛り込んでおりますので、支援の必要性や持続可能性を含め、検討を進めてまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。こちらは、第2期計画に掲載した109の主要事業に設定した目標値の達成状況の総括表です。本年3月の会議で、2月10日時点の実績により報告をいたしました。最終実績によりまして再度目標値の達成状況を確認した結果、令和6年度目標値を達成した事業数は78事業、未達成の事業数は28事業、評価対象外とした事業は3事業でありました。この場では、目標未達となった事業のうち、目標値の達成率、つまり実績値を目標値で割返した割合が90%未満の事業について、その要因等をご説明します。

資料No.1-2をご覧ください。1ページ目、No.14 一時保育事業です。指標は実施保育園等の数とし、全園数に対する実施園数と記載しておりますが、第2期計画策定時からの園数の増減があったため、実施園数の比較により判定しました。公立園では目標3園に対し、実績2園、私立園では目標17園に対し実績18園となっており、公立園において、園児数の減に伴う保育園の閉園があったことが要因となっております。

No.19、保育力充実事業です。指標は10月1日現在の待機児童、目標0人に対し、実績は30人でした。これは保育士を志望する学生数の減少等もある中、市として市内保育施設等に就職する保育士への支援を拡充しながら継続実施しましたが、保育士不足の状況は続き、待機児童の解消には至りませんでした。

No.27、放課後児童健全育成事業です。指標は学童クラブの待機児童数、目標0人に対し、実績は

4人でした。この4人につきましては、該当する学童クラブでの入所者調整を行い、令和6年度中に解消しました。また、該当する学区では、学童クラブの施設整備が進み、令和7年4月1日に新規に開所し、令和7年度当初は、待機児童は0人となりました。

No.29、民生児童委員活動事業です。指標は民生相談員相談支援件数、目標2,500件に対し、実績は1,336件でした。人口減少や核家族化の進行、独居世帯の増加の他、支援機関への直接の相談の増加等が影響したと考えております。

No.30、スポーツ少年団本部支援事業です。指標はスポ少本部の登録団数及び団員数、目標が71団体1,507名に対し、実績は53団体1,014名となりました。少子化の影響があったものと考えております。

2ページをお開きください。No.35、国際姉妹都市等交流推進事業です。指標は派遣人数の内中高生派遣数、目標38人に対し、実績28人となりました。これは、派遣先が6都市から4都市に減少したことが要因と考えております。

No.53、奨学金活用人材確保支援事業です。指標は補助金を交付した人数、目標がふるさと保育士8名、ふるさと奨学生11名に対し、実績はふるさと保育士4名、ふるさと奨学生16名となりました。ふるさと保育士で目標未達となりましたが、No.19保育力充実事業でもご説明のとおり、保育士を希望する学生数の減が影響したものと考えております。

No.54、はなまき夢応援奨学金事業です。指標は貸与する要自立支援者、返還免除となった要自立支援者で、返還免除となった要自立支援者は、目標値19名に対し、実績が10名となりました。これは貸与した要自立支援者において、市内居住を要するという条件の中で、目標値を下回ったものと推測されます。

No.56、健康教育事業です。指標はパパママ教室の年間延べ参加者数及び育児学級の受講率、目標はそれぞれ180人、98.0%、実績が136人、95.7%となりました。コロナ禍において事業を継続実施するための手法の変更や産後の職場復帰の早期化等が要因と考えております。

No.57、健康相談事業です。指標は年間延べ相談者数、目標は妊婦随時590人、乳幼児等500人、実績はそれぞれ731人、174人となりました。出生数の減少や、相談対応の方法を予約制としたことなどが要因と推測されます。

No.62、こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業です。指標は接種率、目標77%に対し、実績は45.1%となりました。任意接種であることに加え、接種控えや通常の時より早期に流行拡大した時期に接種の機会を逃したケースなどが相当数生じたことが要因と推測されます。

No.65、「食べて花まる」健康講座事業です。指標は食事に気を付けている市民の割合、目標62.4%に対し、実績は45.5%でした。ライフスタイルや食習慣の変化等が影響したものと推測されます。

No.70、赤ちゃんふれあい体験事業です。目標は赤ちゃんふれあい体験実施回数、目標10回に対し実績は2回となりました。これは、事業の効果を高めるため、対象を中学生から小学生に変更したものの、令和6年度は学校との日程調整が難航し、2校での開催に留まったものです。

なお、従来の対象であった中学生は、令和5年度よりライフスキル講演会を開催する形とし、令和6年度には7回開催しました。

No.71、幼児ことばの教室事業です。指標は指導終了幼児の割合、目標値 90%に対し、実績は 67.8%でした。これは、年度末において指導を終了せず、指導の継続を希望する保護者が多かったことが要因と考えております。

No.75、特別支援事業です。指標は、不登校児出現率、目標が小学校 0.25%に対し、実績が 1.57%、中学校が目標 2.4%に対して、実績が 5.18%でした。これは、人間関係や不安等を要因として、小学校では、低学年における不登校児童が増加し、中学校では、過年度から不登校だった生徒の回復が進まなかったことが主な要因と考えられます。

No.77、ブックスタート及びブックスタートプラス事業です。指標は 18 歳以下の人口に対する一人当たり貸出冊数、目標 8.5 冊に対し実績が 6.6 冊でした。これは、コロナ禍において学校図書館、公立図書館等へのアクセスが一定期間制限されたことで、その後の子どもの読書活動にも影響を与えた可能性が国や県の調査で指摘されており、こうした影響が 1 つの要因と推測されます。

No.78、ふれあい出前講座事業です。指標は生涯学習講師新規登録者数、目標値 14 人に対し、実績値は 10 人となりました。これは講師への登録の意向を持つ方が想定より少なかったものです。

No.79、ニコニコガイド発行事業です。指標はニコニコガイド発行部数、目標値 4,300 部に対し実績値は 3,300 部でした。これは、児童数の減やデジタル化に伴う発行部数の精査を行ったことによるものです。

No.80、ニコニコせんせい体験事業、指標は参加人数、目標 1,100 人に対し、実績は 672 人でした。これは、園児が減少傾向であることやコロナ禍で事業実施が難しい時期を経て、再開を見送る園があったことなどが要因であると捉えております。

No.85、交通安全環境整備事業では、指標は歩道整備延長、目標 8.0km に対し、実績は令和 6 年度には 0.5km、計画期間の累計で 2.3 km でした。支障物件の移設や地権者との交渉に時間を要したことが要因となっております。

No.106、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業では、指標は制度を利用した母子または父子等の数、目標は 1 人／年に対し、実績は 0 人でした。これについては制度利用の希望がなかったものであります。

次に評価対象外とした事業についてです。

No.12、多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、計画期間を通じて支援する案件がなかったため、No. 28 放課後子供教室推進事業については、令和 2 年度末に事業を実施していた内川目小学校、亀ヶ森小学校の 2 校が大迫小学校に統合し、事業終了したためであります。また、No.51、心身障がい児医療費助成事業については、令和 5 年 8 月からの小・中学生及び高校生等の医療費助成制度の所得制限廃止に伴い、本事業が廃止となり、学齢に応じた事業への切り替えを行ったことによるものです。

以上が 109 事業のうち、目標未達成となった事業の内、達成率が 90%未満の事業及び評価対象外事業についての説明となります。

続きまして、今回、委員に就任された方々もいらっしゃいますので、皆様のお手元にお配りしましたピンク色の冊子、イーハトーブ花巻子育て応援プラン、第 3 期花巻市子ども・子育て支援事業

計画の概略について、資料 No. 1-4 により説明いたします。

本計画につきましては、昨年度、子ども・子育て会議を計4回開催し、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら策定を進め、令和7年3月31日付けで決定となり、本年4月からこの計画がスタートしております。「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」は、子ども・子育て支援法に基づく計画と、次世代育成支援対策推進法に基づく計画の二つの法律に基づく計画でありまして、5年1期の計画となっております、現在3期目の計画となっております。

1ページをご覧ください。本計画は、全部で6章の構成になってございます。第1章では、本計画の策定趣旨や背景の位置付け等を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

第2章では花巻市の子ども・子育てを取り巻く現状ということで、統計データや、市内の教育・保育施設の利用状況の他、先に説明いたしました、まちづくり市民アンケートの回答結果や第2期計画の実施状況等を掲載しております。1ページ右側から2ページに主なデータを掲載しておりますので、本冊と併せて後ほどご確認ください。

3ページをお開き願います。第3章では、計画の基本理念・基本目標ということで、第2期計画からの理念・目標を引き続き踏襲しております。第4章からは、具体的な基本施策や実施施策及び具体的な事業をお示ししております。

4ページをお開き願います。本計画に掲載の主要事業の一覧です。全部で120事業を掲載しておりますが、事業の詳細は後ほど本冊をご確認ください。

5ページをお開き願います。こちらは、第3期計画から追加掲載した事業を抜粋したものです。第3期計画では、花巻市が令和6年度に策定いたしました、「第2期花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン」の重点プロジェクト「子ども・子育て応援プロジェクト」と整合するよう、整理を行いました。

6ページをお開き願います。こちらは、第2期計画の掲載事業を見直し、統合・終了した事業の一覧と第2期計画、第3期計画の比較表ですので、後ほどご確認ください。

7ページをお開き願います。第5章では、本計画の特徴であります。教育・保育、子ども・子育て支援法で定めのある「地域子ども・子育て支援事業」を実施する区域の設定、そしてこれらのサービスの需要に対しどれだけの量を確保していくか、あるいはどれだけ事業を進めていくかを記載しています。

まず児童数を推計し、そこから幼稚園、認定こども園、保育園等の教育保育施設、あるいは地域型保育事業の地域全体の利用見込み、5年間の利用見込に対する確保の方策をまとめております。市内全域における量の見込みと確保の方策について、現状提供されている教育・保育の提供量をもって計画期間における5年間の需要見込を満たすサービス提供が可能と見込んでおります。本冊には地域別で各数値の見込みも記載しておりますので、後ほどご覧ください。

8ページをお開き願います。本ページでは、地域子ども・子育て支援事業について、今後の方向性を記載しております。地域子ども・子育て支援事業は、利用者支援事業という事業から始まり、最後の産後ケア事業まで17の事業に分けられますが、それぞれの事業について、5年間の利用見込及び利用見込みに対しどのように提供体制を確保していくかの計画を記載しております。

9ページをお開き願います。第6章ですが、計画の推進ということで、この計画を実のあるものにしていくために家庭、地域、保育施設、幼児教育施設、学校、事業所、あるいは行政の役割をそれぞれ掲げています。そしてその計画をどのように推進していくかという推進体制、それからこの計画を評価して、次につなげていくという進行管理、計画を見直すということを述べているものでございまして、このことも子ども・子育て会議において、先ほど御説明申し上げました、毎年度に事業の実施状況を御報告申し上げて、皆様からご意見をいただき、必要に応じて見直しを行う形で、5年間計画を推進していきたいということでございます。

詳細につきましては、本日お配りいたしました冊子を後程御覧いただきたいと思っておりますので、こちらの計画に基づいて、これから子ども・子育てに関する事業を進めていきたいという内容です。以上、ご報告を申し上げ説明に代えさせていただきます。

議題（1）の説明は以上となります。ご意見の程よろしくお願いいたします。

○中村良則会長

どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきました実施状況について、皆さんの方で質問ご意見あればお願いいたします。

○泉山明委員

1ページのNo.29の民生委員児童委員活動事業について、その1,336件の数値は、毎月民生委員の方が提出している集計表をもとに出している数字ですか。

○地域福祉課：白畑課長補佐

民生委員の件数ですけれども、民生委員の方々が、子どもの相談を受けたという、毎月の件数を集計して厚生労働省に報告した数値となっております。

○泉山明委員

2,500件の目標に対して1,336件の実績があつて、これは2,500件を目指せという趣旨ですか。

○地域福祉課：白畑課長補佐

前回のコロナ禍前だと、2,500件くらいの相談が見込めたというところですが、コロナ禍を通じまして、相談の体制とか変わりました、急激にコロナ禍の3年間で今の推進になってきたということで、急激に減ってきたということでもあります。

○泉山明委員

私実際に民生委員ですけれども、理事会とか出てもこの数字（相談件数）が2,500件下回ったということをプラスで捉えるか、マイナスで捉えるかによって、何故ここにこの数字が出てくるのかなと思っております。大元の相談になる手前で問題が解決できるように、民生委員の方々が結構こまめに活動していると捉えたいと私は思いました。

○子ども課：吉田子育て支援係長（事務局）

指標の上では未達成という報告になりましたが、相談に至る前に、その問題を解決できたケースなどは含まず、相談件数のみを指標としていたというところでした、2,500件やったから良いとか、本来は相談が少ないほうが、それに越したことはないだろうという議論もあることは承知しており、取り扱いが難しい指標になっていると理解してございます。

第3期計画におきましては、本指標の見直しを行っております。見直しの内容としては、もう一つ民生委員において、成り手の確保に苦労しているという別の課題もございましたので、そちらにシフトするような形で民生委員児童委員充足率という新たな指標とさせていただいております。今回の実績報告につきましては、客観的に数字だけを見て指標の達成・未達成を判断しております。よろしく願いいたします。

○吉田桂子委員

今の件につきまして、民生委員への相談件数に着目して考えると、未達成になるかもしれませんが、肝心なことは問題を抱えた方が解決できているかというところだと思います。今は相談窓口だけではなく、ネットとか電話でも相談できると思いますが、他の窓口で解決している部分との比較などは、把握できているのでしょうか。

○こども課：吉田子育て支援係長（事務局）

ご指摘の点は、その通りと理解してございますけれども、様々な分野の相談が寄せられる中で、最終的に解決したのかしないのか、どの段階で解決したのかを追跡するのは難しい状況です。現実的に全ての相談案件を追跡し続けることや、相談を受けた方の結果を把握し、管理することは難しいであろうと考えております。

○高橋きぬ代委員

資料1-2のNo.19 保育力充実事業について、待機児童30人でこれに対して、待機児童解消のために保育士確保の施策として行ったということですが、色々考えて実行し、効果もある程度上がってきているかと思えます。一方でこの5年間の全体総括の中に、保育士不足の状況は続き、待機児童数の解消には至らなかったとありますが、待機児童については、保育士確保だけではなくて、たくさん要因があるかと思えます。この事業については、保育士が確保できれば、待機児童が少し減るのではないかという考えだと思いますが、その根拠をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○こども課：吉田子育て支援係長（事務局）

この保育力充実事業は、保育士確保に特化した支援事業となっております。待機児童の内訳を分析しますと、0、1、2歳、つまり保育士の配置基準の人数が多い年齢の児童が待機児童の多くを占めております。

実際、保育士不足で定員通りの受け入れが難しい保育園も一定数ある中で、支援策の拡充も進めてきたところでありまして、この制度を使っただけの保育士であるとか、再就職という形で、保育施設に就職していただく方は毎年度一定数出てきているような状況でございます。

ただ、人員が充足しきっていない施設もあるという点から申し上げますと、待機児童が10月1日時点で30人出ているということ、市内で保育士が充足された状況にないということから、保育士志望者が減少しているという背景なども踏まえながら待機児童の解消に至らなかったと報告させていただいたところであります。

委員のご発言のとおり、待機児童が生じる理由は他にも様々あると理解しておりますが、本計画を推進する中で、様々な対策を考えていただければと思いますので、今後ご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○高橋きぬ代委員

施策の一つとしては良くして頂いていると捉えております。もう一点で、同じく資料 1-2 のNo.75 特別支援事業について、これもまた一つの要因というように捉えておりますが、5年間で全体的には増加傾向にあるのか、教育相談員やスクールソーシャルワーカー等々が丁寧な対応をしながらも、なかなか解消しないのではないかとこのように思います。この中で低学年における不登校児童が増加しているのがとても気になりまして、幼保小連携の中の一つとして対応できるものもあるのか、また、小学校なりに低学年が増えていく要因があるのかということも心が痛むところです。

それに対して、今後の方向性ですけれども、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、適切な支援を行うことで、具体的にこのような方法で対応していく、ということがあれば、説明していただければと思います。

○学校教育課：八重樫課長補佐

不登校の要因といたしまして、人間関係とか不安等と書いてありますけれども、それ以外にも家庭の状況や友人関係のもつれなど、要因が複雑に絡み合ったりするケースがありまして、当然ながら、不登校になる原因というのは様々でございます。不登校に対する支援ということですが、不安に基づくものであれば、不安を解消する相談に乗ってあげたり、学校の友達同士の問題であれば、あってはいいないですが、いじめですとか、そういった要因の解消に向かって学校組織を挙げて対応したいというところがございます。要因ごとに対応が異なるわけですが、一人一人どのような要因で不登校になっているかというのをしっかり分析して、その要因に向かって一つ一つ解消していくような取り組みになるかと思っております。こういう取り組みをしますというのではなくて、個々のケースに応じて対応していくというような形になろうかと思っております。

○高橋きぬ代委員

一つ気になりましたのは、様々な対応しているけれども、なかなか学校に向かないという状況があるのではないかと。そういった子ども達の受け皿的なものを、もう考えておられるかと思っておりますけれども、そういう方向も必要なのかなというふうに感じています。

○中村良則会長

2年ほど前に同じような話があって、フリースクールの対応となるという報告で、状況を把握し連携しながら対策をしていきたいとそんなお話がありました。そうは言ってもなかなかすぐ対処は難しいとは思いますが、不登校の解消に向けて、取り組みや対応の案のようなものがありましたらお願いいたします。

○上野文男委員

色々な問題で、保育所は頑張ろうとしている。それから、お父さんやお母さんも一生懸命頑張ろうとしている。保育士もなかなか成り手がないけど、頑張っている。それでも色々な問題が発生してくるというのは、共働きが家計上はメリットがあっても、多忙で子育ての細かいところまで行き届かないというのも事実ではないかなと思っております。そういう意味で子育てと共働きが両立するような支援こそが大事だと思いますが、なかなか良い考えが浮かんでこないというのも事実です。

それから感じたのが令和6年度実績の中で非常に低いものがあって、インフルエンザ予防接種な

どは忙しい中で申請するのを忘れていたとか、ことばの教室でうまくいってない子どもも自信を失って、親も気になって、少子化になるのかなと感じさせるわけです。それぞれの立場で粘り強く夢をもってやらないと、そう簡単には解決しないのかなと私は常日頃思っております。

○中村良則会長

広い意味でのお話しかと思います。学校は学校で、学校の外でできることがあれば対応するが、全体としては市という枠の中でどのような取り組みがあるかを把握し、色々な人や団体等と調整を図っていくということもあるかと思しますので、そういったことも検討いただければと思います。

その他、議事の（１）について何かございますでしょうか。

なければ、議事の（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、ご説明をお願いいたします。

○こども課：高橋保育管理係長

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、説明いたします。

資料No.2をご覧ください。

まずは、こども誰でも通園制度の概要についてです。こども誰でも通園制度とは、保育園に通っていないお子さんを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな制度です。一時預かり保育には就労や病気、冠婚葬祭等の保護者の理由が必要となりますが、こども誰でも通園制度では理由は問いません。同年代の子ども同士で触れ合うことにより、年齢に応じた遊びや新たな気づきを通して、子どもの育ちを促す制度で、保護者にとっては、経験豊富な保育士から育児のアドバイスを受けることができますし、また、子育てから離れてリフレッシュする機会ともなります。

令和8年度から市町村に実施の義務が課せられ、当市でも令和8年度より実施するにあたりまして、職員配置や設備基準を条例で定める必要があります。条例の制定は12月を予定しているところでございます。

（２）実施内容です。対象となる子どもは生後6か月から満3歳未満までの未就園児です。利用可能時間は子ども一人あたり月10時間が上限となっております。

利用方法には2種類ございまして、定期利用と柔軟利用がございます。定期利用とは、利用する園や曜日、時間を固定して定期的に利用する方法です。柔軟利用とは、利用する園や曜日、時間を固定せず、定期的でない柔軟な利用方法です。定期利用、柔軟利用を組み合わせ利用することも可能で、また集団保育に慣れるため、利用の初期には親子通園も可能とされております。

予約方法としましては、まず保護者には市窓口やオンライン手続きで利用登録していただく必要がございます。国の整備する予約システムを活用して予約を行っていただくことができます。

実施方式です。実施方式には2種類ございまして、一般型と余裕活用型がございます。一般型は、保育園等の定員とは別に、本制度の定員枠を設け、その枠内で受け入れる方式です。余裕活用型は、保育園等の既存の定員に空きがある場合に、その空き枠を活用して受け入れる方式です。

実施場所としましては、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭内保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等で実施が可能となっております。

2 ページ目をご覧ください。

設備及び運営に関する基準の制定についてです。

条例の名称は、花巻市乳児等通園支援事業設備及び運営に関する基準を定める条例としたいと考えておりまして、参照法令は内閣府令となります。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準です。条例案の検討に当たっての考え方ですが、市が定める基準は国が定める、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」をもとに、地域の実情に応じて定めることとされております。

「従うべき基準」は、必ず適合しなければならない基準でして、この範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることが許容されるものの、異なる内容を定めることは認められません。

「参酌すべき基準」は、市町村が十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準です。

(4) 基準の設定にあたっての基本的な考え方です。原則として、内閣府令で示された国の基準をもって市の基準としますが、現行で市の家庭的保育事業所等の認可基準が国の基準を上回っておりまして、保育の質と安全面を考慮する観点から、国の基準を上回っている部分については、市の基準を適用いたします。上回っている部分は職員の基準についてです。余裕活用型で事業を実施する場合におきましては、既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施することから、現行の市基準に合わせるものです。なお、余裕活用型にのみ適用されるもので、一般型での実施においては、国基準の通りとなります。

次の表が国基準と市基準案の比較となっております。国基準を上回っている内容についてご説明をいたします。

1 点目、余裕活用型で事業を実施する場合について、国基準では、家庭的保育者は研修を修了した保育士または子育て支援員でも良いとされておりますが、市基準では、家庭的保育者は研修を修了した保育士でなければならないとされております。その家庭的保育者とは、家庭的保育事業所及び小規模保育事業所C型の職員のことです。

2 点目、国基準では、家庭的保育事業所に従事する者の総数は、乳幼児3人以下の場合は、1人でも良いということになっておりますが、市の基準では、家庭的保育事業に従事する者の総数は2人を下回らない、つまり2人以上いる必要があることとなっております。

この上乘せ内容につきましては、家庭的保育事業所と小規模保育事業所C型にのみ適用されるものでして、現在、花巻市にはこの二つの事業所はございませんので、この基準は現在運営されている施設に影響はないところでございますが、今後新たに設置される場合のために、今回の認可基準条例にも市の基準を適用させようとするものです。

今回示しました、市の基準版につきましては、本日の会議ですとか、今後パブリックコメントでもご意見をお聞きしながら、市の条例として市議会に提案する予定としております。

次のページ以降は、内閣府令の詳細と市基準案の比較になりますが、この場での説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

○打田修子委員

今の説明についてですが、国ではこれからルールが決まるのであって、まだ決まったことではな

いですよね。私は状況が来月から全国の各園や色々なところからの利用しやすい条件などを集約して、国がこれからルールを変えると聞いていますが、どうでしょうか。

○こども課：松原課長

現在、花巻市の方に来ております内容といたしましては、先程説明しました通り、国の内閣府令によります乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準というものがございまして、これに対しての「従うべき基準」もしくは、「参酌すべき基準」をもとに、12月定例会に条例を提案したいという状況でございます。

設備及び運営に関する基準の他に、給付を受けるための確認が必要になりますけれども、それに対する条例の制定もお聞きしておりますので、打田委員がおっしゃった内容については給付を受ける確認についてのことかと思っておりますけれども、現在示されている設備及び運営に関する基準が変更になる場合は、変更を反映した上で条例制定については検討していきたいと思っておりますので、引き続き情報収集に努めたいと思っております。

○打田修子委員

変更があった場合には、よろしくお願いたします。後は、このこども誰でも通園制度を利用することによって、もしかしたら虐待の早期発見にも繋がるのではないかと感じておりました。

この基準の条例では、月10時間となっておりますので、少し短い時間なので、何とも言いようがないですけれども、その園に月10時間居て、色々な所を利用するのではなくて、一つの園だけを利用する場合は、関わっているうちに、もしかしたら早期発見にも繋がるいいことではないかと思っております。小さいうちから良質な保育を受けるのも良いと思っております。

後、お話ししたかったのが、父親の育休というのはいつから取れるものでしょうか。

父親にも育休が与えられておりますけれども、産後の一番母親が大変な時に、同じような育休を取るのでは意味がないのではないかと感じております。病院に入院している間は看護師もいてくれるのでいいのですが、自宅に帰ったとき、ご両親が遠くで核家族の場合は、結局母親が見なければいけないことになる。企業でも育休をもう少し早めにとるという形にさせていただいて、一緒に育児をしていただければ、虐待も少なくなって、いい方向に行けたらいいのではないかと感じております。

○上野文男委員

かなん子どもひろばは、子育て支援事業をボランティアでやっておりますけれども、年齢的に言いますと、生後6か月から満3歳未満、後は保育園等に入るわけですから、こども誰でも通園制度の対象者に年齢層が似ているなと思えました。そこで生後6か月から満3歳未満のこどもは、何人くらいいるのでしょうか。かなん子どもひろばにくるこどもも0人に近づいているので、母集団となるこども達の状況によっては、活動の仕方を考える必要があると思っています。

○こども課：高橋保育管理係長

令和7年4月1日現在の数字で把握しているところではございますが、対象となる6か月から2歳までの児童で、保育所等に入所していない方が対象となりますので、そちらの対象児童としましては、319人と把握をしているところでございます。

利用登録がこちらの事業に必要となりますが、見込みとしましては、一関市の方から実績をお聞

きしておりました、パーセンテージを当てはめると、利用登録者は34人となる見込みとなっております。実際にご利用いただく方の見込みとしましては、17人を見込んでおります。

○中村良則会長

次の議事に移りたいと思います。

議事の(3)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について、説明をお願いいたします。

○こども課：玉山課長補佐

資料No.3をご覧いただきたいと思います。

初めにこちらの議題とする根拠について、説明をさせていただきます。

子ども・子育て支援法により、特定教育・保育施設、子ども・子育て支援新制度に基づいて、幼稚園教育、或いは認定こども園での教育保育、それから保育園での保育、地域型保育事業での保育を実施するにあたり、利用定員をあらかじめ定めた上で行うこととされております。

その中で、利用定員を定める場合は、子ども・子育て会議での意見をいただかなければならないとされておりましたので、本会議における議題とさせていただきます。資料No.3の1ページ目の枠囲みで子ども・子育て支援法を抜粋し掲載しておりますが、今お伝えした内容が第31条の規定でして、根拠に基づいて今回ご意見を頂戴するという事で掲載させていただきます。

それでは、利用定員の説明をさせていただきます。

資料No.3の2ページ目をご覧ください。利用定員を変更される施設事業について、順番にご説明させていただきます。

藤乃こども園でございますが、今回利用定員を70名から65名に変更するものです。内容といたしましては、2号認定の利用定員を37名から36名に変更し、3号認定の利用定員を23名から19名に変更し、年齢別の人数を変更する予定でございます。変更理由といたしましては、現在の入所児童数の実態に即した定員設定とするためでございます。

続いて2箇所目のゆもと幼稚園でございますが、利用定員を45名から25名に変更するものです。変更理由としましては、入所児童数の実態に即した定員設定とするためでございます。

今回資料No.3の3ページ目の方に利用定員の一覧を掲載しております。

説明いたしました、藤乃こども園及びゆもと幼稚園の変更に関わる部分を反映させた内容となっております。変更箇所につきましては、数字に下線を表記しております。

また、4ページ目には合計の定員数を掲載しております。真ん中の上の方に市内合計という欄になりますが、市全体としましては、1号認定から3号認定を合わせて、変更後は2,721名の定員となり、その内訳としましては、1号認定が428名、2号認定が1,273名、3号認定のうち0歳児は248名、1、2歳児は772名となります。

その他、地域別、施設区分別という内訳につきましては、同じく4ページ下段に掲載しておりますので、こちらにつきましてはご覧いただき確認いただければと思います。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○泉山明委員

保育園に関わっている方はご存じかと思いますが、保育園に関わっていない者にとって、1号、2号認定の区分とはどういうことでしょうか。色んな立場の人もいるので、もしガイドブックに載っていたら、ページ数をお知らせいただければと思います。

○こども課：松原課長

本日お配りしております、資料No.2をご覧くださいければと思います。

こちらの1ページの中段あたりに記載がございます、保育所、認定こども園等、その下には幼稚園が緑色のところですが、この青の帯のところの0、1、2歳児の分が3号認定という区分になりますし、3歳児から5歳児部分が2号認定になります。1号認定につきましては、緑色の部分の幼稚園、3歳から5歳が1号認定の区分となります。

○こども課：吉田子育て支援係長（事務局）

補足ですが、本日お配りしております緑色の子育てガイドブックの24ページをご覧ください。幼児教育・保育の無償化という支援をご案内させていただいておりますが、そちらに区分と対象、無償化の対象サービスということで、それぞれ概略を記載させていただいております。先程の質問、認定区分の違いについてのご回答になるかと思しますので、ご参照いただければと思います。

○中村良則会長

では議事の（4）その他で何かございますでしょうか。

無ければ、議事は終了といたします。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。

続きまして次第の6、その他でございますが、皆様から何かございませんか。ないようですので、こども課長から今後の会議の開催予定についてご案内いたします。

○こども課：松原課長

本日は長時間にわたりまして慎重なご審議、また貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。

次回の会議につきましては、2月から3月の年度末を予定しております。次の第2回会議の内容につきましては、来年度、（仮称）花巻市こども計画という計画の策定を予定しております、この計画策定を進めるにあたり、今後アンケート調査の実施を現在検討しているところでございます。

このアンケート調査の結果につきまして、改めて皆様方にご説明させていただくことを予定しておりますので、また時期が来ましたならば、皆様方にご案内申し上げますので、お忙しいところは存じますが、日程を調整いただきましてご出席いただきますよう、よろしく願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○こども課：玉山課長補佐（事務局進行）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回花巻市子ども・子育て会議の一切を終了いたします。本日は皆様誠にありがとうございました。

（以上）